

東京都中央卸売市場条例の改正予定

築地市場の豊洲市場への移転に伴い、必要となる条例の改正を行う。

改正内容

1 豊洲市場の名称及び位置を定める

第4条（市場の名称及び位置）

名称：東京都中央卸売市場築地市場 ⇒ 東京都中央卸売市場豊洲市場

位置：東京都中央区築地五丁目2番1号 ⇒ 東京都江東区豊洲六丁目6番1号

2 築地市場の名称を豊洲市場に置き換える

第5条（取扱品目）第2項及び第3項、第9条（卸売業者の数）、第11条（保証金の額）、第23条（仲卸業者の数）

築地市場 ⇒ 豊洲市場

3 市場移転に伴うみなし規定の整備

築地市場において許可・承認等を受けているせり人、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の許可・承認等について、豊洲市場において許可・承認等を受けた者とみなす規定を条例附則に定める

4 市場使用料

低温施設を対象とした新たな使用料の設定をする